



第4章

みどりの将来像と計画の目標

第4章では、現況・課題を踏まえ、本計画の基本理念及びみどりの将来像を示します。また、基本理念・みどりの将来像を実現するための方針や、施策の達成度合いを把握するために計画の目標を設定します。

The
Master Plan
of Green

4-1 計画の基本理念

岩国市総合計画では岩国市の将来像を「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国 一人・まちをつなぐ明日への架け橋」と掲げています。それを受けて岩国市都市計画マスタープランでは、「豊かな自然と共生する 活力あふれる都市 いわくに 一交流・協働・共創のまちづくり」としています。また、岩国市景観計画では、景観まちづくりの基本理念を「自然と歴史を未来へつなごう 美しい景観のまち岩国」としています。これらの上位関連計画や岩国市民憲章、岩国しみどりを豊かにする委員会での意見、岩国市の自然環境や今後の社会情勢等を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように設定します。

基本理念

みんなでみどりを育み
豊かな暮らしを実現するまち いわくに

— 基本理念設定の考え方 —

市内には、山林や河川、海岸などの自然環境はもちろん、里山から農地、公園、街路樹まで多種多様なみどりがあります。それらのみどりはさまざまな機能を持っており、私たちの暮らしを豊かで潤いのあるものにしてくれます。

しかし、みどりの果たしている役割が十分に認識されないまま失われてしまったり、維持管理がされないまま放置されてしまうなどさまざまな課題を抱えています。

質の高いみどりを増やし、潤いのある豊かな暮らしを実現するためには、市民・行政が連携してみどりを守り、育て、活用することが重要です。そして、市民一人ひとりがまちに誇りや愛着を持ち、まちを構成している一員であるという意識であるシビックプライドを持って、みどりに関する取組みに積極的に関わっていくことにより、持続可能な豊かなみどりを育み、次世代へ継承していきます。

4-2 岩国市のみどりの将来像

市全体のみどりのつながりや方向性を示すために、みどりの将来像を次頁に示します。

【骨格となるみどりの保全】

本市の骨格を形成し、豊かな生態系を育む都市計画区域外の山林の保全を図ります。

対象…都市計画区域外の山林



【特色あるみどりの保全】

岩国らしさを創出する市の代表的な景観や観光の拠点となる特色のあるみどりの保全を図ります。

対象…錦帯橋風致地区、西中国山地国定公園指定区域、瀬戸内海国立公園指定区域、サクラ並木、クスノキ巨樹群、尾津のハス田



【農地の保全】

農作物の生産基盤としてだけでなく、景観の向上や、生物の生息空間などの多様な機能を有している農地の保全を図ります。

対象…農地



【バッファとなるみどりの保全】

市街地の周囲を囲む山林は、市街地の背景として景観の向上や都市環境の向上、防災機能の向上などの効果があるだけでなく、都市計画区域外の豊かな山林と市街地をつなぐバッファとしても重要であり、これらの山林の保全を図ります。

対象…都市計画区域内の山林



【市街地の緑化推進】

都市計画区域内の人口が集積しており、生活環境の改善や都市景観の向上を推進すべき区域を定め、市街地の緑化を推進します。

対象…市街化区域、用途地域指定区域



【水の軸】

本市の骨格を形成する主要な河川は、流域の生態系を育むだけでなく、夏場に涼風の通り道となるなど、山林、農地、市街地、海をつなぐ軸として重要であり、河川周囲の樹林地と併せて保全を図ります。また、瀬戸内海の海岸線についても市の骨格を形成する軸として海岸等の保全を図ります。

対象…錦川、島田川、由宇川、瀬戸内海沿いの海岸など



【みどりの拠点】

みどりの拠点は、総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園や上位関連計画においてレクリエーション等の拠点として指定されている場所を対象とし、岩国市の人、地域、暮らし、歴史文化、生態系をつなぐ拠点として位置づけ、各機能の強化及び保全を図ります。

対象…吉香公園、岩国運動公園、玖珂総合公園、桜つつみ

公園、長山公園、愛宕山運動施設、多目的広場（愛宕山地域）、通津海岸、通津美が浦公園、由宇海岸、みなとオアシスゆう、銭壺山、中山湖、弥栄湖、木谷峡、羅漢山、寂地峡



【活動の連携】

各みどりを物理的につなげるだけではなく、人々の活動の連携により、それぞれのみどりをつなげることで、豊かなみどりを育むことが可能となります。そのために、官民が連携した持続可能な維持管理体制の構築や、人口の集積している市街地などのエリアと中山間地や農山村との間での交流など、みどりを介した連携を図ります。

対象…都市計画区域内から都市計画区域外の山林への活

動、農地の保全活動、里山保全活動、環境学習活動など

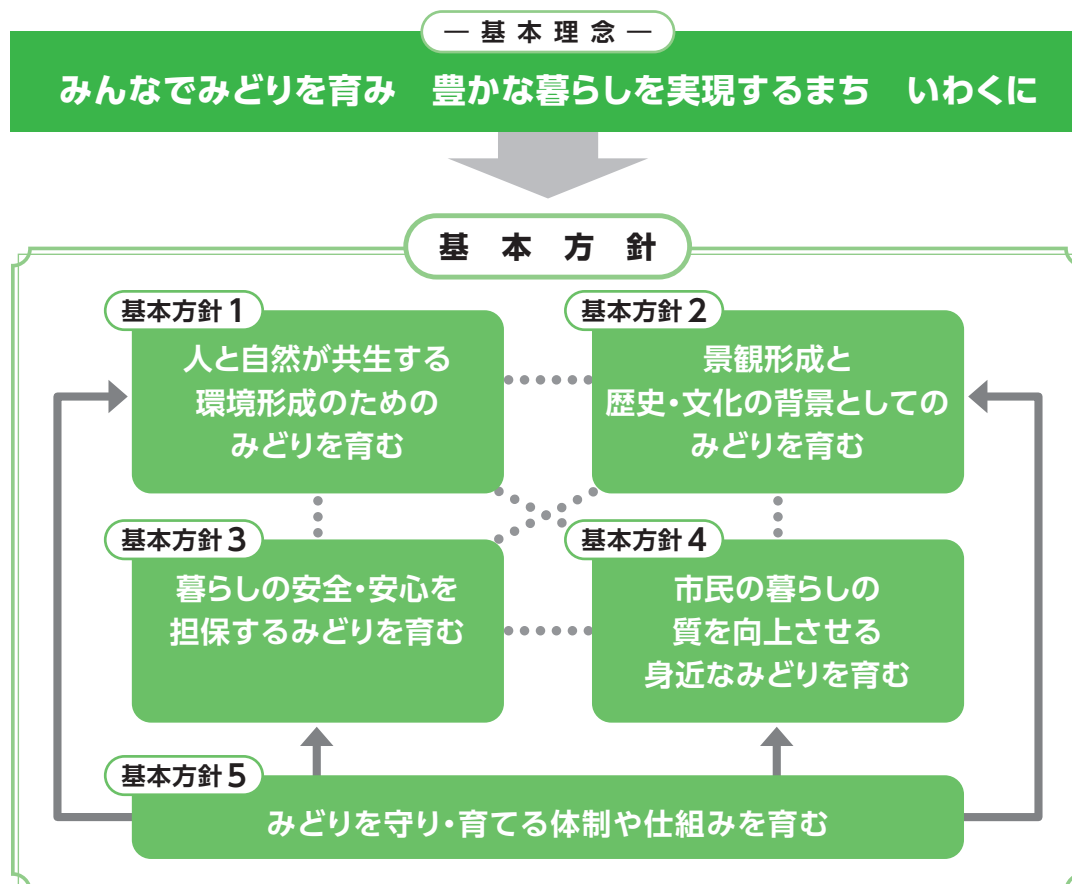


▼ 岩国市のみどりの将来像



4-3 基本方針

基本理念及びみどりの将来像を実現するために5つの基本方針を定めます。5つの基本方針は、本市のどのようなみどりを育むのかを示すものであり、方針1から方針4に示す主なみどりを育むために方針5に示す仕組みの構築を図ることで、市全体のみどりを育み、豊かな暮らしの実現を目指します。



方針1. 人と自然が共生する環境形成のためのみどりを育む

本市は、錦川、小瀬川、島田川、由宇川などの河川を軸としながら、山林、農地、海岸といった多様な自然環境が残っています。この多様な自然環境は、豊かな生態系を育み、人々にきれいな水や食物を提供するだけでなく、地球温暖化の防止、人と自然が共生する環境の確保、潤いのある美しい景観の形成、自然災害の防止といった様々な恩恵を与えています（以下、生態系サービスと呼ぶ）。

したがって、これらの生態系サービスを維持するためにも生態系を構成している山林、河川、海岸などのみどりを保全し、それぞれをつなぐネットワークの形成を図ることで、生物多様性を維持・向上するためのみどりを育みます。



方針２．景観形成と歴史・文化の背景としてのみどりを育む

本市は、城下町として発展してきた岩国・横山地区以外にも、宿場町として発展した玖珂・周東地域や忽那水軍の歴史を示す柱島三島など、各地域固有の歴史を有しています。また、錦帯橋の鵜飼、周防祖生の柱松、山代神楽など各地域固有の文化も多く残っています。これらの歴史・文化は山林や河川をはじめ、自然と密接な関わりがあります。

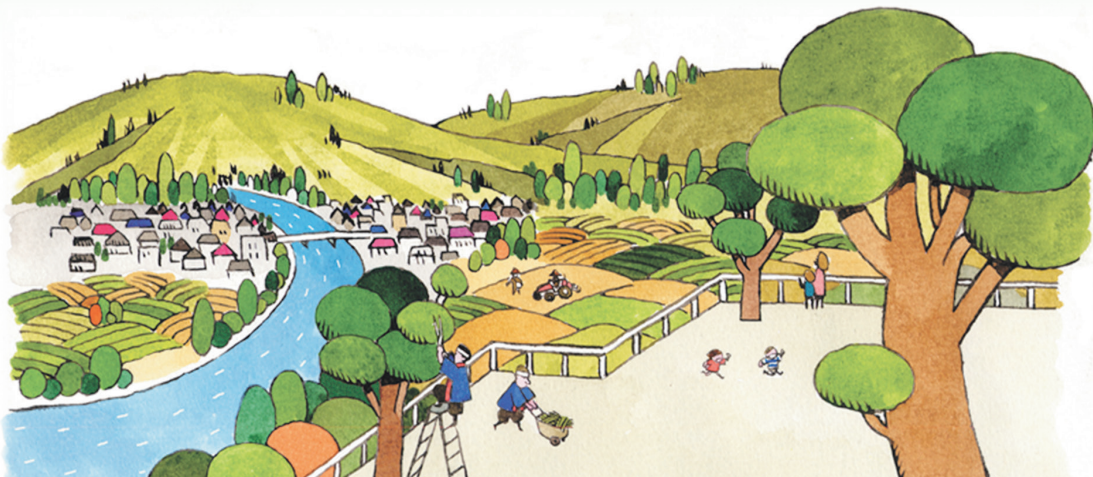
したがって、各地の歴史・文化は本市の守るべき財産であり、その歴史・文化を支えるみどりの保全・活用を図ることで、各地域固有の歴史・文化を次世代へ継承するための地域特有のみどりを育みます。



方針３．暮らしの安全・安心を担保するみどりを育む

市街地を囲む山林は、雨水を蓄え洪水を抑制する水源涵養機能や土砂災害を防止する機能を有しており、自然災害からまちを守っています。これらの防災上重要な山林は保安林として指定され、保全されています。また、農地についても水を蓄える機能の他に、避難場所としての活用も考えられます。

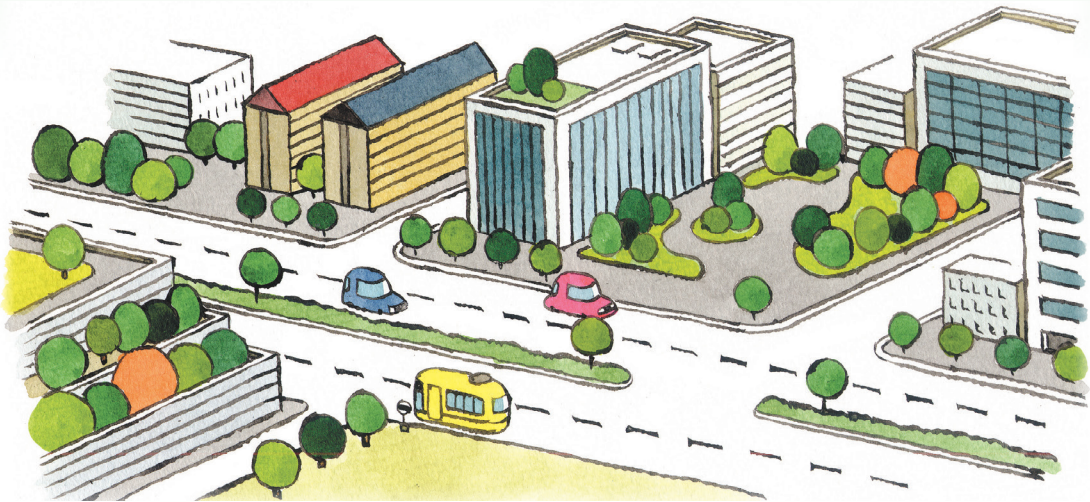
したがって、まちの防災機能を向上させるために、人々の暮らしの安全・安心を担保するみどりを育みます。



方針4. 市民の暮らしの質を向上させる身近なみどりを育む

市民に最も身近なみどりとして挙げられる公園は、子どもから高齢者まで多様な人々が利用し、憩いや遊び、コミュニティの場、健康増進の場として重要です。また、街路樹や河川沿いのサクラ並木、居住地周囲の田畑や山林は、市民の生活に潤いと癒やしを与えてくれます。

したがって、身近な公園の機能向上や再生、市街地周囲の山林の保全などにより、都市景観の向上やレクリエーション機能の増進といった市民の暮らしを豊かにするみどりを育みます。



方針5. みどりを守り・育てる体制や仕組みを育む

里山は、人が関わることで、豊かな生態系が保たれ、その結果として様々な恩恵を人々に与えてきましたが、何も手を付けなければ荒廃していきます。これは里山だけでなく、農地・公園など全てのみどりに当てはまります。これまで培われてきた豊かなみどりを守り・育てるためには、人が積極的に関わるのが重要ですが、現状としては個人や各団体が各々で活動している状況です。

したがって、岩国市の豊かなみどりを持続可能なものにし、後世に引き継いでいくために、みどりを守り・育てるための体制や情報発信、連携方法などの仕組みを育みます。



4-4 計画目標の設定

各方針の実現度合いを把握するために、本計画の目標年次である平成37年度末時点の目標を設定します。

1 緑被率（方針1、2、3）

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、山口県が定める平成42年度の市街地（市街化区域内若しくは用途地域指定区域）の緑地の確保目標は、岩国都市計画、岩国南都市計画ともにおおむね30%となっています。現在の岩国市の市街地の緑地の面積（緑被率）は、岩国都市計画区域が464.8ha（18.2%）、岩国南都市計画区域が183.8ha（26.9%）、両都市計画区域を合わせても648.6ha（20.0%）であり、目標に達していません。

緑被率は、街路樹や住宅の花壇など小規模なみどりの増加では数値に現れにくく、まとまった規模のみどりの創出が必要ですが、今後、市街地でまとまった規模のみどりを創出することは難しいことから、現状のみどりを維持しつつ、施策を実行していくことで市街地のみどりの創出を図っていきます。

以上より、市街地の緑被率を21.0%とすることを目標とします。



2 公園緑地確保量（方針4）

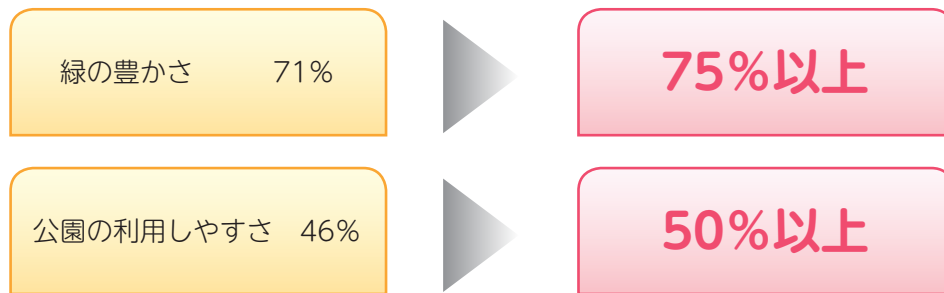
岩国市都市公園条例において、市民1人当たりの都市公園面積の標準は、10㎡以上としています。現在、市民1人あたりの都市計画区域内の公園面積は9.92㎡/人です。国土交通省が発表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ（平成28年5月）」では、今後の人口減少、少子高齢化の進行を踏まえた都市公園の方向性として、ストック効果をより高めるといった、既存の施設をより有効に活用することが重要であると示唆されています。本市においても今後、人口減少により1人あたりの公園面積は増加に転じることが予想されます。さらに、岩国運動公園未整備地区や多目的広場（愛宕山地域）、愛宕山運動施設等が整備されることを鑑みると、条例の目標値を確保できると考えられます。

以上より、公園緑地確保量は現状を維持することとします。



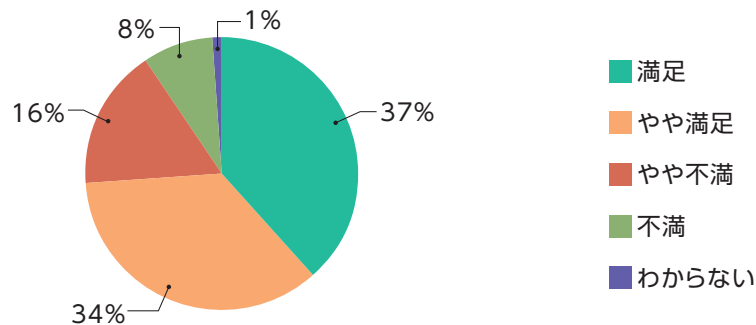
③ みどりに関する満足度（方針5）

今後、みどりの量だけでなく質を高めていくことが重要であり、みどりの質について評価するために、平成28年度に改訂予定の岩国市都市計画マスタープランでの市民アンケート結果のうち、生活環境に関する評価（満足度）の結果を見ると、「自宅周辺での緑の豊かさや日当たり、静かさ」に対する満足・やや満足という回答は全体の71%であり、緑の豊かさについては満足度が高いと言えます。また、「身近に遊べる小さな公園や広場の利用しやすさ」に対する満足・やや満足という回答は全体の46%という結果であり、満足という意見が半数を超えていません。今後、みどりの量だけでなく質を高めていくことが重要であり、市民のみどりに対する満足度を向上させることを目標とします。

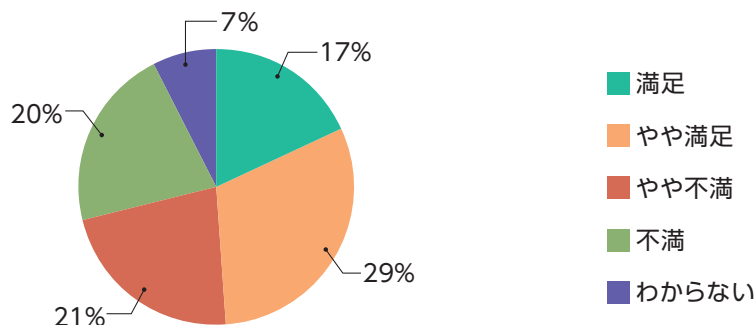


▼ 参照：岩国市都市計画マスタープラン（H28）における生活環境に対するアンケート調査結果を加筆

緑の豊かさに関する回答



公園の利用しやすさに関する回答



1 公園の整備の方針

■ 公園の基本的な考え方

- 人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や公園のニーズの変化に対応するための公園の再編・再生について検討します。
- 居間のように日常的に人が集まり、有効活用できる公園を目指します。
- 地区や公園の歴史などを踏まえ、愛着の生まれる公園を目指します。
- 利用者が安全・安心に利用することができる公園を目指します。
- 市民参画による公園づくりを推進していきます。
- 市民との協働による公園の管理の推進に努めていきます。

■ 公園の整備方針

- 都市基幹公園（総合公園・運動公園）は、市民が利用しやすい場所に配置されていることから、新規の公園整備ではなく、既存の公園機能の充実を図ります。
- 街区公園などの身近な公園が密集している地域は、公園機能も踏まえ、統廃合も含めた機能の配置を目指します。
- 公園が少ない地域については、グラウンドや学校の校庭等のその他公共施設緑地も含めて配置の検討を行い、公園機能の適正配置を目指します。
- 市民のニーズや社会情勢の変化、将来のまちづくりの進展に合わせた公園の整備を目指します。

2 街路樹の整備の方針

■ 街路樹の基本的な考え方

- 街路樹を整備することにより、良好な交通環境の整備や沿道における良好な生活環境の確保、都市の良好な公共空間を形成することを目指していきます。
- 都市計画道路などの幹線道路の整備に合わせて、地域の特性や地域の意見を取り入れるなど、沿道住民の理解と協力を得ながら緑化の推進に努めます。
- 交通の拠点と観光の拠点などをつなぐみどりのネットワークの整備を推進していきます。
- 既存の街路樹については、沿道の土地利用の変化や道路空間の中の広さの制約、維持管理の方法などから発生している様々な問題の解決に努めると共に、市民と一体となって管理を行う仕組みづくりを検討します。

■ 街路樹の整備方針

- 樹形が不良となって景観を阻害している場合や、根上りや幹の肥大化などにより舗装や縁石などに影響を及ぼしている場合などは、樹種の変更や植替えなどにより、地域に適正な街路樹の整備に努めます。
- 適正な維持管理を行い、質の高い街路樹へ整備することにより、潤いのある都市空間を創出していきます。
- 沿道の住民から、街路樹の多様な効果への理解と協力を得て、協働して維持管理が行っていけるよう協議や啓発の推進をします。